

発委第 9 号

令和 6 年12月11日

幕別町議会議長 寺林 俊幸 様

提出者

議会運営委員会委員長 岡本 眞利子

幕別町議会委員会条例の一部を改正する条例

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第109条第 6 項及び第 7 項並び
に会議規則第14条第 3 項の規定により提出する。

幕別町議会委員会条例の一部を改正する条例

幕別町議会委員会条例（昭和62年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第22条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、同項の規定による申出は、委員長が定めるところにより、委員長が定める電子情報処理組織（委員会又は委員長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第26条（代理人又は文書等による意見の陳述）において同じ。）を使用する方法により行うことができる。

第26条の見出し中「文書」を「文書等」に改め、同条中「文書で」を「文書若しくは電子情報処理組織を使用する方法により」に改める。

第27条に次の1項を加える。

- 3 第1項の規定にかかわらず、同項の規定による記録の作成は、議長が定めるところにより、当該記録に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。この場合において、同項の規定による署名又は記名押印については、同項の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものをもって代えることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。